

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和5年度第2回河内長野市環境審議会
2 開催日時	令和5年10月18日(水) 午後2時から午後4時30分
3 開催場所	301会議室
4 会議の概要	別紙会議録のとおり
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 環境経済部 環境政策課 環境政策係 (内線 450)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和5年度第2回 河内長野市環境審議会 会議要旨

○会議名称

令和5年度第2回河内長野市環境審議会

○開催日時

令和5年10月18日（水） 午後2時から午後4時30分

○開催場所

市役所3階 301会議室

○出席者

河内長野市環境審議会委員（花田委員、浦出委員、和田委員、安川委員、中西委員、宮下委員、野谷委員、美馬委員、木之下委員）

事務局職員（藤川理事、西課長、杉中課長補佐、阪井）

○傍聴者

なし

○会議次第

1. 河内長野市第3次環境基本計画の改定について
2. 令和4年度環境報告書について
3. その他

○会議資料

- ・資料1 河内長野市第3次環境基本計画の改定について
- ・資料2 令和4年度環境報告書
- ・参考資料1 現行計画 概要版 抜粋
- ・参考資料2 改定案 抜粋
- ・参考資料3 現行計画 本編 抜粋

○内容

1. 河内長野市第3次環境基本計画の改定について

事務局にて、資料1、参考資料1、参考資料2及び参考資料3に基づき説明を行った。
委員より、次のとおり意見があった。

- ・改定前から変わったところを提示した資料が欲しい。
資料の数が多く読む人が混乱するかもしれないので、改定前の資料は参考資料1、2として添付するようにして、（改定後の基本計画の概要版が資料1に掲載されているため）改定後の本編を資料2とする方がわかりやすい。
- ・資料右上の記載の「現行計画」という言葉は伝わりにくいため「改定前」とする方が良いのでは。
- ▶そのようにします。
- ・パブリックコメントの際にはESCO事業など一般的に馴染みがない用語や指標名については用語解説が必要では。別紙で付けるかたちでも良い。

➤そのようにします。

- ・「脱炭素社会をつくる」の施策の中身が具体的になっており、目標の達成を意識していることが分かるが、それが計画を読む人に伝わる表現を。国が用意する財源には世間の情勢が反映されている。環境基本計画のなかで市として交付金を獲得して実施していくということをPRすべき。

➤そのようにします。

以上の意見を踏まえた修正を行い、委員確認の後に協議会に諮ることとなった。

2. 令和4年度環境報告書について

事務局にて、資料2に基づき説明を行った。

また、資料2に関連する令和5年度の取り組みとして、再生可能エネルギー導入促進補助金の創設、きれいなまちづくりに関する取り組み（きれいなまちづくり条例のFacebook や市広報誌での周知、啓発ポスターの貸出、イエローチョーク活動の紹介、同活動に係る物品の貸与など）の実施について補足説明を行った。

- ・ページ数が表紙始まりになっている。

➤修正します。

- ・達成状況について○と×に加えて△を新たに設定しているが、△の定義が○と×の定義とレベルが異なっている印象を受ける。
- ・基準年度の数値と目標年度の目標値を結んだ直線に対する上下を現状の評価の材料としているが、事務事業編と区域施策編で考え方にブレを感じる。揃える方が良いのでは。
- ・現状の数値が「目標値に対してどうか」と「前年比較、あるいは基準年比較でどうか」という二軸で評価を行うのもひとつの方法である。
- ・目標設定は現状を知るために行うものであり、そのうえで様々な人々が様々な立場で努力する必要があるが、評価方法についても正解はない。次回以降でブラッシュアップしていくこととしても良いのでは。
- ・自身の所属先では、目標のラインを越えつつも継続して努力が必要な場合に「達成中」という表現をするがこの表現はどうか。
- ・記号的には「○」としつつ、中身の説明としては「達成中」であるというのが良いかと思う。
- ・「達成中」を使う場合は用語の定義は必須、△という評価を加えるということかどうか。

➤メールで修正後の報告書を送付します。

- ・p6 のグラフについては見やすくなった。区域施策編のグラフについても直近の年度の表示をすべき。逆にバーの無い年度については年度の表示を削除すべき。

➤そのようにします。

(以下、補足説明に対して)

- ・ゴミや犬のフンの放置の問題は、実際に被害を受けている人にとっては切実である。
- ・イエローチョーク活動の具体的な内容は？
 - ▶路上等に放置された犬のフンの周りを黄色いチョークで囲み、見つけた日時を記載し、後日再確認した際に放置されたままであれば日時を書き加え、これを繰り返すことでマナーの悪い飼い主に対して自発的なフンの回収を促す活動のこと。本市では令和5年度より同活動に取り組む自治会を対象として物品の貸出を実施している。
- ・イエローチョーク活動については個人で実施するとトラブルの原因となる恐れがあるため、「自治会での実施に対して支援を行う」という方式に賛同する。活動中の人達が活動しているということを外から分かるような仕組みが必要。
 - ▶貸出用のベストに「イエローチョーク活動実施中」と表示している。
 - ・行動を監視されていると感じさせるようなギスギスしたまちに住みたいとは思わない。皆で気持ちよく暮らせるような取り組みをしたい。
 - ・犬のフン放置の対策として他の取り組みは？
 - ▶以前から個人・自治会に対して啓発ポスターの貸出や自治会に対して回覧用啓発チラシのデータ配布を行ってきた。現在も第一の手段としてはそれらを用意している。議会での提案や市民からの要望もあり、それ以外の選択肢の1つとしてイエローチョーク活動の制度を作った。
 - ・若年層を対象に環境美化に係るマナーの啓発を行っていく取り組みは？
 - ▶体験型の環境美化の取り組みを中心に行っている。
 - ・自分のまちへの愛着があれば、まちを大切に思う行動に繋がる。個々の取り組みも大切であるが、みんなでまちづくりをしているという意識の醸成こそが重要ではないか。
 - ・ゴミが少ない地域に行ったが、普段ポイ捨てをする人もここではゴミを捨てにくいららうと感じた。
 - ・ゴミを自主的にひろう人が増えていると感じる。近年高頻度で見かける。
 - ・自分も外出時にゴミを見つけたら拾おうと思う。「拾える人が自主的に拾う」というようなプラスの活動を後押しするようなアプローチで、きれいなまちづくりを推進してほしい。

3. その他

各委員の企業・団体の取り組みの紹介。

すべての議事が終了したため、会議を閉会した。

以上

1 国の経緯

国においては、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルが宣言されました。また、この目標の実現に向け、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが策定され、脱炭素先行地域や重点対策への取り組みが示されました。

令和3年10月には、政府の総合計画である地球温暖化対策計画が改定され、令和12年度において、温室効果ガス排出量を平成25年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが掲げられました。

この計画に即して政府実行計画が定められ、政府関係機関や地方公共団体においても、温室効果ガス排出量を令和12年度に50%減や、その実現のため、太陽光発電の最大限導入、建築物における省エネルギー対策の徹底、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達の推進、電動車の導入などについて率先実行し、事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

また、令和5年2月に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針においても、これらの取り組みを後押しするとされています。

2 市の方向性

本市としても、令和3年3月に河内長野市第3次環境基本計画を策定するとともに、気候非常事態宣言及び令和32(2050)年までにゼロカーボンを表明し、「COOL CHOICE」の普及啓発等の地球温暖化対策に取り組んできました。

また、令和4年度には国交付金の採択を受け、地域脱炭素ロードマップで示された重点対策のうち、太陽光や省エネ機器の普及促進に取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、第3次環境基本計画の環境目標のうち、地球環境に係る温室効果ガス排出量の削減目標や、その目標達成のための施策を、国の計画に即したものに見直します。

なお、今回の見直しは地球環境に係るもののみとし、地域環境、人・しくみづくりに係るものについては、令和3年3月に策定した第3次計画の内容を継続することとします。



2

望ましい環境像と環境目標

望ましい環境像

市内の自然に対する市民の意識も高いことから、自然と人が今後も共生していくため、様々な豊かな地域資源について、環境の側面から「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しつつ、持続可能なかたちで最大限に循環を促していくことを目指し、本市の望ましい環境像を次のように設定します。

**豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち
かわちながの**



環境目標

望ましい環境像の実現に向け、5つの環境目標を設定の上、関連する取り組みを実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の達成にも積極的に貢献していきます。

環境目標 1【地球環境】

**資源やエネルギーの自立性を高めた
循環型のまちづくり**

有限な資源やエネルギーを有効に活用し、自立性を高め、地球環境の保全に地域から取り組む環境と経済の好循環したまちづくり

環境目標 2【自然環境】

**豊かな自然を生かし、生き物と共生
できるまちづくり**

豊かな自然を保全し、活用を図るとともに、貴重な動植物などの生き物が生存・生育できる生物多様性を保全し、人と生き物が共存・共生できるまちづくり

環境目標 5【人・しくみづくり】

市民等と連携し、協働して豊かな共存環境を築くまちづくり

持続可能な社会を実現するために、市民、市民団体、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割分担と、自主的積極的に参加・協働して取り組むまちづくり

環境目標 3【生活環境】

**さわやかで健康な生活が営める安全、
かつ安心なまちづくり**

都市災害の防止や大気汚染、水質汚濁など公害がなく、市民が健康で安全、かつ、安心な生活が営めるまちづくり

環境目標 4【文化環境】

**歴史と文化が息づき生きる喜びが
実感できる快適なまちづくり**

地域固有の歴史や文化を保全し、活用を図り、快適性を高め、良好な都市空間の創造と生きる喜びが実感できるまちづくり



3 環境施策

環境目標 1【地球環境】 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり

主に関連するSDGsの目標



施策の方向①：脱炭素社会をつくる【地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）】

施策 1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減 **重点**

- 太陽光発電の最大限導入
- 建築物における省エネルギー対策の徹底
- LED照明の導入
- 再生可能エネルギー電力調達の推進
- 電動車の導入



未来のために、いま選ぼう。



施策 2) 市域における温室効果ガス排出量の削減 **重点**

- 太陽光発電、省エネ機器の導入促進を図るための補助制度の創設



施策 3) 気候変動の影響に対する適応策の推進 **重点**

- 市民や事業者に対する気候変動による影響の危機意識を醸成するため「COOL CHOICE」等の啓発活動

施策 4) 再生可能エネルギーの導入拡大

施策 5) バイオマス利活用の推進

施策 6) 公共交通の充実



施策の方向②：循環型社会をつくる

施策 1) 発生抑制の推進

施策 2) 再使用の推進

施策 3) 資源化の推進

施策 4) 適正処理の推進 **重点**

施策 5) 水循環の確保



環境指標（数値目標及び施策展開）

施策の方向	環境指標
①脱炭素社会をつくる	市の事務事業における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 50.0% 削減する。
	市域の温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 48.8% 削減する。
	市域の温室効果ガス排出量を令和 32 年（2050 年）頃に実質ゼロにする。
	太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入増加を図る。
②循環型社会をつくる	1 人 1 日あたりのごみ発生量は 836.1gを目指す。
	ごみのリサイクル率は 26.7%を目指す。

4 計画改定のスケジュール

第3次環境基本計画改定について	
令和5年11月	都市環境・経済常任委員協議会
11月～12月	改定に係るパブリックコメント
令和6年1月	河内長野市環境審議会
2月	計画改定、公表

5 太陽光や省エネ機器の普及促進の取り組み※1

	市の事務事業	市域（区域施策）
令和5年度	市庁舎別館等へのPPA※2 による太陽光発電の導入	太陽光発電、省エネ機器等への補助制度
令和6～9年度		

※1 事業の実施については、国交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用。

※2 PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）は、発電事業者が需要家の敷地や建物のスペースに、無償で太陽光発電設備を設置、維持管理し、その需要者に電気を供給する仕組み。



河内長野市第 3 次環境基本計画

豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち かわちながの

河内長野市
令和3年3月策定
令和6年2月改定



目次

第1章 環境基本計画の策定について ----- 1

1. 計画の策定の背景 ----- 1
2. 計画の位置づけ ----- 2
3. 計画の対象とする範囲 ----- 3
4. 計画の期間 ----- 3
5. 計画の見直しについて ----- 3

第2章 環境の状況と課題 ----- 4

1. 地域概況 ----- 4
2. 環境の状況 ----- 7
3. 環境の課題 ----- 24

第3章 望ましい環境像と環境目標 ----- 26

1. 望ましい環境像 ----- 26
2. 環境目標 ----- 28

第4章 環境施策 ----- 30

1. 環境施策の一覧 ----- 30
2. 環境目標ごとの取り組み ----- 32
3. 環境指標（数値目標及び施策展開） ----- 48

第5章 計画の推進 ----- 50

1. 推進体制 ----- 50
2. 進行管理 ----- 51

巻末資料 ----- 52

1. 第2次計画重点プランの進捗 ----- 52
2. 環境指標の達成状況 ----- 58
3. 生徒アンケート調査結果 ----- 60

第 1 章 環境基本計画の策定について

1. 計画の策定の背景

本市は、河内長野市環境基本条例に基づいて「河内長野市第 2 次環境基本計画」(以下、「第 2 次計画」という。)を策定し、地域内の資源循環、人と自然との共生、市民、市民団体、事業者、行政などの様々な主体の参加を基調としたまちづくりを推進してきました。

第 2 次計画については、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とし、平成 27 年度には中間見直しを行い、環境政策のさらなる推進に努めてきました。

この間、「SDGs(持続可能な開発目標)」や「パリ協定」の採択、「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、本市の環境行政を取り巻く国際社会や国の状況は日々変化しています。さらに、猛暑や豪雨の発生など、地球温暖化の影響が一因と考えられる災害等の被害の規模は深刻さを増し、海洋プラスチックごみについては、海洋の生態系への影響なども懸念され、新たな環境問題として捉えられています。

本市においても市民、事業者、市民団体、行政の各主体が問題意識を持ち、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルに転換していくことが重要となっています。そこで、令和 3 年 3 月をもって第 2 次計画の計画期間が満了となることから、こうした本市を取り巻く環境に関する主な動向に対応したものととして、併せて地球温暖化対策に関する市の目標を定めた新たな「河内長野市第 3 次環境基本計画」(以下、「第 3 次計画」という。)を策定することとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



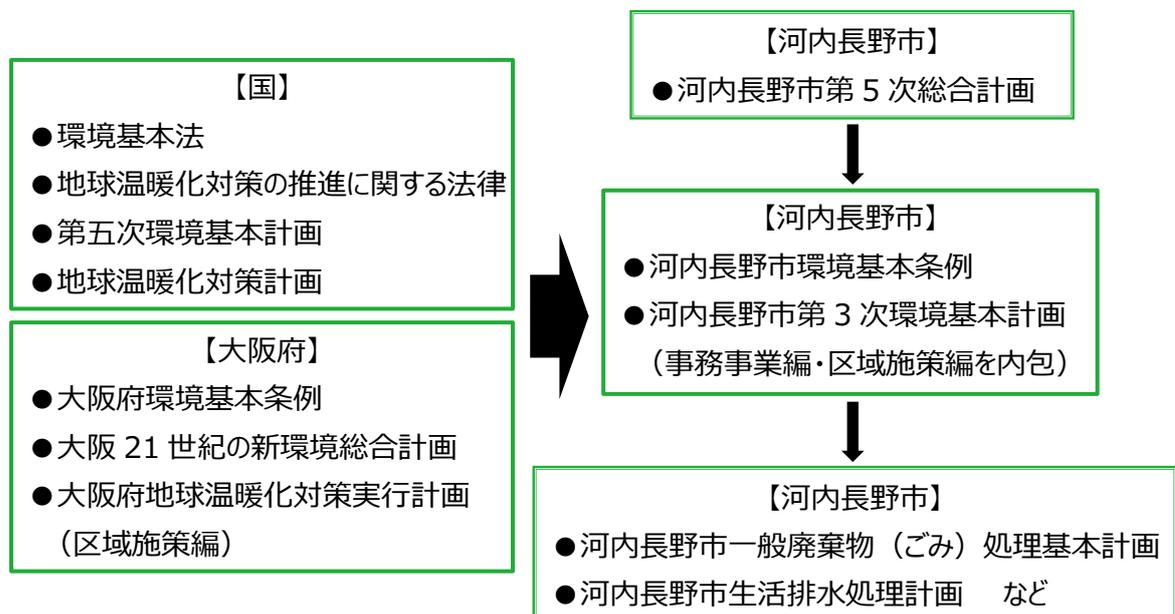
出典：国連広報センター

「SDGs」の 17 目標

2. 計画の位置づけ

第3次計画は、環境基本法第7条及び河内長野市環境基本条例第10条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標・施策の大綱などを定めるものです。同時に、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編^{※1}・区域施策編^{※2}）」を内包するものです。

また、国や大阪府の環境基本計画等の内容を踏まえた地域版の環境基本計画であり、上位計画の「河内長野市第5次総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進すると同時に、河内長野市の環境政策の基本的な方向性を示すものです。さらに、市の他の行政計画や施策等と整合を図るものです。



※1：「事務事業編」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市に策定と公表が義務付けられている計画です。「事務事業編」は市が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減などに取り組むための計画です。

※2：「区域施策編」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市に策定するよう努めることが求められている計画です。「区域施策編」は区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減などに取り組むための計画です。なお、第3次計画における「区域」とは、河内長野市域のことを指します。

3. 計画の対象とする範囲

対象とする環境の範囲は、地球環境と地域環境（自然環境・生活環境・文化環境）に分類し、さらに市民生活に関わる環境要素を幅広く捉え、これらの要素が相互に関連していることに配慮するとともに、これらの施策を動かす基盤となる人・しくみづくりを計画の範囲に入れることとします。

第3次計画における対象とする環境の範囲と環境要素

環境の範囲		環境要素	
計画の範囲	地球環境	地球温暖化、廃棄物、資源・エネルギーなど	
	地域環境	自然環境	森林、農地、動植物、自然とのふれあいなど
		生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、化学物質など
		文化環境	公園・緑地、水辺、景観、歴史・文化など
人・しくみづくり		環境教育・環境学習、パートナーシップの形成など	

4. 計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画期間中においても、今後の河内長野市を取り巻く環境をはじめとする社会状況の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の見直しについて

国においては、令和2(2020)年10月に2050年カーボンニュートラルが宣言されました。また、この目標の実現に向け、令和3(2021)年6月に地域脱炭素ロードマップが策定され、脱炭素先行地域や重点対策への取り組みが示されました。

令和3(2021)年10月には、政府の総合計画である地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、令和12(2030)年度において、温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが掲げられました。また、この計画に即して政府実行計画が定められ、政府関係機関や地方公共団体においても、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に50%減や、その実現のため、太陽光発電の最大限導入、建築物における省エネルギー対策の徹底、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達の推進、電動車の導入などについて率先実行し、事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

本市としても、令和3(2021)年3月に気候非常事態宣言及び令和32(2050)年までにゼロカーボンを表明し、「COOL CHOICE」の普及啓発や、国交付金の採択を受け、地域脱炭素ロードマップで示された重点対策等の地球温暖化対策に取り組んでいることから、第3次計画の環境目標のうち、地球環境に係る温室効果ガス排出量の削減目標や、その目標達成のための施策を、国の計画に即したのを見直します。

なお、今回の見直しは地球環境に係るもののみとし、地域環境、人・しくみづくりに係るものについては、令和3年3月に策定した第3次計画の内容を継続することとします。

第4章 環境施策

1. 環境施策の一覧

望ましい環境像：豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち かわちながの

環境目標	施策の方向	施策	SDGsの目標
1. 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり 【地球環境】	①脱炭素社会をつくる 【地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）】	1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減 重点	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
		2) 市域における温室効果ガス排出量の削減 重点	11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任 
		3) 気候変動の影響に対する適応策の推進 重点	13 気候変動に具体的な対策を  14 海の豊かさを守ろう 
		4) 再生可能エネルギーの導入拡大	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
		5) バイオマス利活用の推進	
		6) 公共交通の充実	
	②循環型社会をつくる	1) 発生抑制の推進	
		2) 再使用の推進	
		3) 資源化の推進	
		4) 適正処理の推進	
5) 水循環の確保			
2. 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり 【自然環境】	①生物多様性を守る	1) 希少野生動植物の保護 重点	11 住み続けられるまちづくりを  14 海の豊かさを守ろう 
		2) 外来生物対策の推進 重点	15 陸の豊かさも守ろう  17 パートナリシップで目標を達成しよう 
		3) 有害鳥獣対策の推進	
	②豊かな自然を守り育てる	1) 森林・里山の保全・整備	
		2) 農地の保全・整備	
		3) 河川の保全・整備	
	③自然とのふれあいをつくる	1) 自然とのふれあいをつくる場・機会づくり	

環境目標	施策の方向	施策	SDGsの目標
3.さわやかで健康な生活が営める安全、かつ安心なまちづくり 【生活環境】	①さわやかな大気を守る	1) 大気環境の保全 2) 悪臭対策の推進	 
	②静かなまちをつくる	1) 騒音・振動対策の推進	
	③きれいな水を守る	1) 水環境の保全	
	④地下水や土を大切に にする	1) 土壌汚染対策の推進 2) 土砂埋立ての適正化	
	⑤有害な化学物質による汚染を防止する	1) 化学物質の適正な管理	
4.歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり 【文化環境】	①美しいゆとりある空間をつくる	1) 環境美化の推進 重点 2) 良好な景観形成の推進 3) 空家対策の推進	 
	②潤いと安らぎのある快適空間をつくる	1) 公園・緑地の整備・管理 2) 水辺空間の整備・管理 3) 緑化の推進	
	③歴史と文化が感じられる空間をつくる	1) 歴史文化遺産の保存・活用	
5.市民等と連携し、協働して豊かな共存環境を築くまちづくり 【人・しくみづくり】	①環境を守る人を育てる	1) 環境教育・環境学習の充実 重点 2) 環境に関する情報収集・提供 重点	 
	②すべての人の参加と協働を目指す	1) 連携・協働による環境保全活動の推進 重点 2) 環境保全活動の参加機会の創出	

2. 環境目標ごとの取り組み

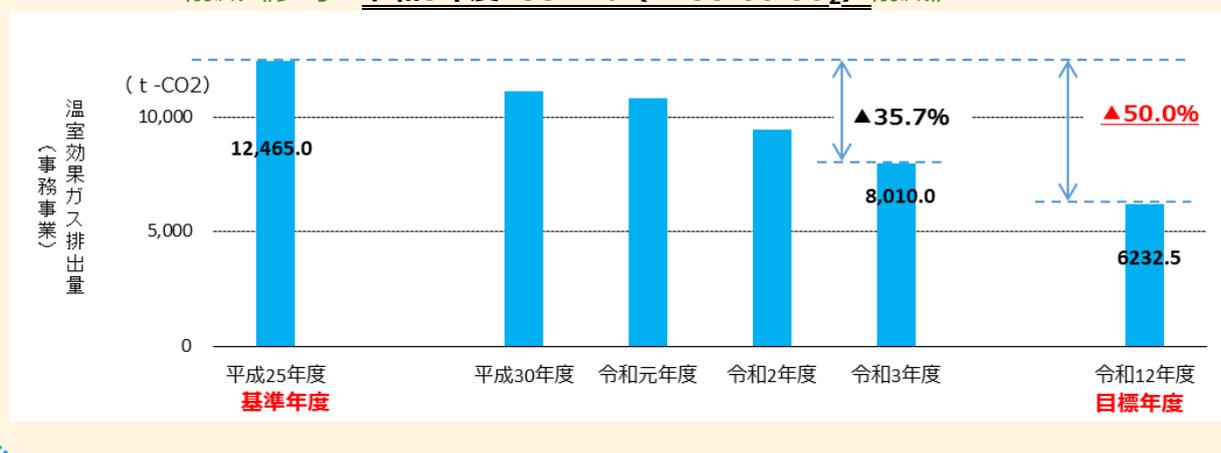
(1) 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり【地球環境】

① 脱炭素社会をつくる【地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）】

施策 1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減

【河内長野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標※】

- 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間
- 対象ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の計4ガス
- 削減目標：令和12年度時点で、平成25年度（基準年度）と比較して**50.0%（6232.5t-CO₂）**削減《参考：令和3年度 **35.7%（4455.0t-CO₂）**削減》



㊦本市が事務事業で排出する温室効果ガスの量を把握し、「COOL CHOICE」等の取り組みによって職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させ、温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、環境報告書などにより削減状況をわかりやすく周知します。 **重点**

㊧削減目標の達成に向けて、環境報告書マニュアルに基づき温室効果ガス排出量の算定、点検・評価を実施し、全庁的な取り組みを徹底します。 **重点**

㊨公共施設への太陽光発電の最大限の導入を図るため、令和12年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。 **重点**

㊩建築物における省エネルギー対策の徹底のため、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和12年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。 **重点**

㊪公共施設の照明や空調設備等の更新や、施設の改修時には、ESCO 事業の導入等、各種事業手法により、再生可能エネルギーや省エネルギー型機器の導入を促進し、LED 照明の導入割合については令和12年度までに100%を目指します。同時に、すべての公共施設で、節電意識の向上などによるエネルギー消費の抑制を徹底します。 **重点**

㊫公共施設への再生可能エネルギー電力調達を推進し、令和12年度までに電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。また、市内における波及に努めます。 **重点**

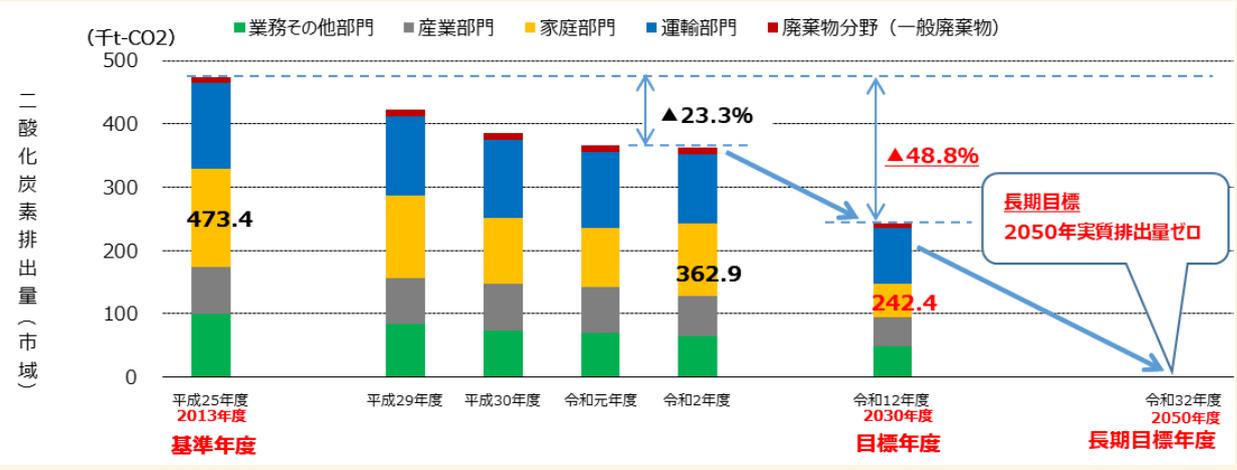
⑤公共施設における平時の省エネルギー対策と同時に、災害発生時のエネルギーの供給体制の観点から、再生可能エネルギーやガスを利用した発電設備の積極的な導入を検討します。

⑥電気自動車などをはじめとした環境性の高い公用車の利用を推進するため、**代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については令和4年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも令和12年度までに全て電動車とすることを目指します。** **重点**

施策2) 市域における温室効果ガス排出量の削減

【河内長野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標※】

- 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間
- 対象ガス：二酸化炭素(CO₂)
- 対象範囲：産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業)、民生部門(家庭、業務)、運輸部門(旅客・貨物自動車、鉄道)及び廃棄物分野
- 削減目標：①令和12年度時点で、平成25年度(基準年度)と比較して**48.8%(231.0千t-CO₂)**削減《参考：**令和2年度 23.3%(110.5千t-CO₂)**削減》
②令和32年頃を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする。



※温室効果ガス削減目標については、令和3年10月、地球温暖化対策計画が閣議決定され、従来目標が平成25年度比26.0%減であったのに対し、2050年カーボンニュートラル達成と整合を図る野心的な目標として、令和12(2030)年度に46%削減することを目指し、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされました。そのうち、エネルギー起源のCO₂については、産業部門37.6%減、業務その他部門51.3%減、家庭部門66.3%減、運輸部門34.8%減などとなっています。これらを本計画の事務事業編、区域施策編において算出している各部門の排出量にあてはめると事務事業編の目標は50.0%減、区域施策編の目標は48.8%減となります。

⑦市域の事業活動で排出される温室効果ガスの量を把握し、「COOL CHOICE」、「**デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)**」等の取り組みを推進することにより、**市民の行動変容、ライフスタイルの転換、再エネ・省エネ機器の導入促進等を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、市民等と協働・連携し、イベントの開催や情報の発信に取り組みます。** **重点**

①市域の温室効果ガス排出量の削減のため、各主体が連携・協働し、取り組みの徹底、温室効果ガス排出量の点検・評価等が可能となる推進体制の構築を目指します。 **重点**

②地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体とも積極的に連携し、補助制度の創設等で太陽光発電の導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。 **重点**

③温室効果ガス排出量の新たな削減手法や他自治体の動向の情報を収集し、導入効果が期待される取り組みを検討します。

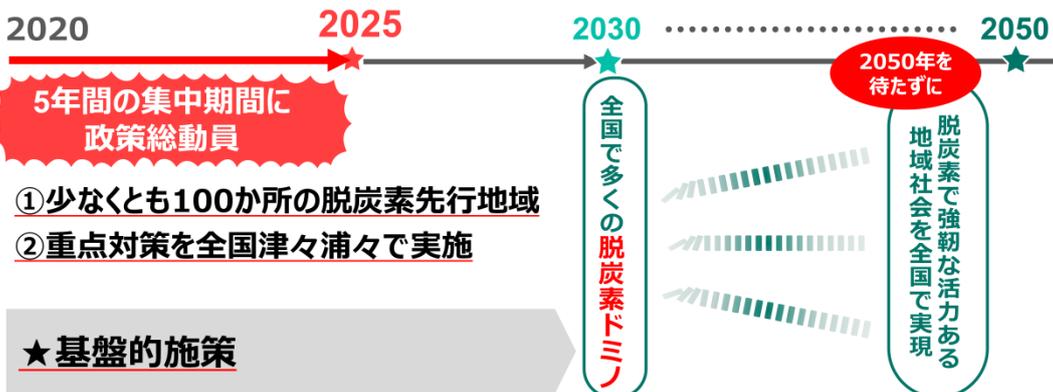
④省エネルギー機器の技術革新等についての情報を収集するとともに、導入 **促進** に向けた補助制度 **創設** や、各種事業に関する情報の発信に努めます。 **重点**

⑤市民団体や事業者が実施する地球温暖化対策関連の学習・教育の取り組みについて、情報の発信に努めます。

⑥温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会に対応するため、都市機能の配置や土地利用等に関する計画の策定に当たっては、エネルギー利用の効率化やコンパクトシティに資するまちづくりを検討します。

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像（令和3年6月9日）

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

地球温暖化対策計画の改定（令和3年10月22日 閣議決定）

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標*等の実現に向け、計画を改定。

*我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO2)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

1

政府実行計画の改定（令和3年10月22日 閣議決定）

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

■ 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを備えた建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを備えた建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

河内長野市気候非常事態宣言（令和3年3月8日）

令和3年3月に「河内長野市第3次環境基本計画」を策定するとともに、気候非常事態を宣言し、その宣言の中で、令和32（2050）年までにゼロカーボン達成を掲げました。市ではその実現に向け、地球温暖化対策に取り組んでいきます。

河内長野市気候非常事態宣言

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、これらに対応するため、2015年に採択されたパリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを世界共通の目標としています。

また、地球温暖化を1.5℃に抑えるためには、2050年頃までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指す必要があるとされています。

本市では、これまでも地球温暖化対策に取り組んできたところですが、新たに「河内長野市第3次環境基本計画」を策定し、「豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち かわちながの」を目指して、市民との協働で、温室効果ガス削減に対する普及啓発などの取り組みを進めてまいります。

また、地域資源を活用し、環境保全と経済成長の好循環を通じてSDGsの達成による持続可能な社会の実現をめざす中で、気候変動への対策も項目の一つとなっています。

以上のことから、市域の7割を森林が占めるなど、恵まれた自然環境をはじめとした貴重な地域資源を有している本市にあっても、気候変動が脅威であることを市民全員が認識し、市民の財産が失われることが無いよう、気候非常事態を宣言するとともに、2050年までのゼロカーボン達成を目指し、環境と経済が両立する地域社会の構築に努めてまいります。



令和3年（2021年）3月8日

河内長野市長

島田 智明



大阪府河内長野市長 島田 智明 殿

貴市におかれましては、この度、自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で308自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

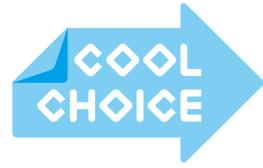
2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリッドで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところでした。こうした日本国内の力強い取組をしっかりと発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣 小永 進

「COOL CHOICE (=賢い選択)」を開始 (平成 27 年 7 月 1 日)

平成 27 年、すべての国が参加する形で、令和 2 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2 度未満にする（さらに、1.5 度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。



その後、令和 2 年 10 月に、我が国は 2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラル宣言を行い、令和 3 年 4 月には、令和 12 年度に平成 25 年度比で 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

未来のために、いま選ぼう。

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

「デコ活」～暮らしを豊かに彩りよく！～

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について (令和 5 年 8 月 29 日)

脱炭素の実現に向けては、2030 年（令和 12 年）家庭 66%、運輸 35%、非エネ 14%、業務 51%削減など、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められます。



今から約 10 年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして 2030 年（令和 12 年）温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案します。国、自治体、企業、団体、消費者等の主体が、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの 10 年後

太陽光発電 ※5.3万円 → 長期間にも使える

住宅の断熱化 ※9.4万円 → ヒートショック防止

高効率給湯器 ※3.5万円 →

はかり売り・自動決済 ※3時間 → 好きなものを好きなだけ

LED照明 ※3万円 → ※0.4時間 →

省エネ家電 (冷蔵庫・エアコン・洗濯機) ※2.8万円 →

ごみの削減・分別 ※4万円 →

クールビズ・ウォームビズ ※4万円 →

地産地消・食べきり ※9万円 →

節水 (シャワー・洗濯機・シャワー・トイレ) ※1.6万円 →

サステナブルファッション

丸洗い・トワイライト

公共交通・自転車 徒歩 ※1.2万円 →

次世代自動車 ※7.5万円 → 自動車税で※323円 → 総額削減なら年2万円 →

毎月 3 万 6 千円弱みます (年 43 万円)

一日プラス 1 時間以上を好きなことに (年 388 時間)

重点対策加速化事業の採択（令和4年9月22日）

「地域脱炭素ロードマップ」への取り組みを後押しするため、新たに創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」のうち、「重点対策加速化事業」の採択を令和4年9月に受けました。

採択時の事業計画は下記のとおりです。本事業計画に沿って、公共施設、および市域全域への再エネ、省エネ機器の導入を促進します。



大阪府河内長野市：河内長野市2050年ゼロカーボン実現に向けた重点対策加速化事業



事業計画の特徴

- 公共施設については、**ESCO事業により避難施設に高効率照明、自家消費型のソーラーカーポートを設置**し、電力使用量削減に伴う温室効果ガス排出量の削減、及び災害時のレジリエンス強化を図る
- 民間事業者及び個人に対しては、補助制度を創設することによって、**自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、車載型蓄電池、充電設備、高効率給湯器、コージェネレーション設備の導入拡大**を図る。さらに補助制度を最大限に活用するため、**事業者との連携協定を締結**し、補助制度の窓口を設置するとともに、ハウスメーカー、リフォーム・設備業者、自動車ディーラー等の民間事業者に対し、積極的に補助制度を周知する。

事業計画の概要

取組	規模
市有施設への太陽光発電設備の導入（ESCO事業 ソーラーカーポート 3施設）	・ 3件 ・ 55kW
太陽光発電設備の民間向け間接補助	・ 15件 ・ 300kW
太陽光発電設備の個人向け間接補助	・ 240件 ・ 1,200kW
蓄電設備の民間向け間接補助	・ 5件
蓄電設備の個人向け間接補助	・ 100件
車載型蓄電池（EV）の個人向け間接補助	・ 20件
充電設備の個人向け間接補助	・ 20件
高効率照明機器の導入（ESCO事業 避難所 8施設）	・ 8件
高効率給湯器の個人向け間接補助	・ 120件
コージェネレーション設備の個人向け間接補助	・ 120件

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
1,555kW	18,504 t-CO2	6億円	4億円	令和4年度 ～ 令和9年度

取組のイメージ



事業者との連携協定

様々な事業者と連携し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めていますが、今後も、連携をより密接なものとするため、エネルギー事業者である関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社、及び一般社団法人大阪府 LP ガス協会と協定を締結しました。



関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、
河内長野ガス株式会社
令和5年2月24日



一般社団法人大阪府 LP ガス協会
令和5年6月30日

施策 3) 気候変動の影響に対する適応策の推進

⑦市民や事業者に対し、気候変動による影響の危機意識を醸成するため「COOL CHOICE」等の啓発活動に取り組みます。重点

⑧市道における透水性舗装の整備など、グリーンインフラの観点から、まち全体の排水機能の向上に取り組みます。

⑨熱中症の発症を未然に防ぐための方法を広く周知するとともに、室内における熱中症の危険性に関する注意喚起などの啓発に取り組みます。

⑩公共施設等を活用した外出の際に休憩が可能な場所の確保に努め、市民に周知することで、熱中症の発症防止に取り組みます。

⑪市内における木陰の創出をはじめ、バス停やタクシー乗り場への屋根の設置や微細ミストの設置、市民や事業者と連携した打ち水を実施します。

「持続可能な世界」を実現するために

貧困、紛争、テロ、気候変動、資源の枯渇など、このままでは人類が安定して世界で暮らし続けることができなくなってしまうと言われています。

「SDGs」は、「持続可能な世界」を実現するための道標であり、いわばナビのようなものです。

地球環境を守ろう！今地球上で起こっている気候変動や環境問題。どのような課題と結びついているでしょう？

出典：Unicef-SDGs 副教材ポータルサイト

私たちがつくる持続可能な世界
～SDGsをナビにして～



緩和と適応のイメージ

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム



施策 4) 再生可能エネルギーの導入拡大

- ㊦再生可能エネルギーに関するさまざまな取り組み事例等の情報の収集並びに本市での導入に向けた検討や普及啓発に努めます。
- ㊧太陽光発電設備の設置に係る補助事業や優遇税制等の導入支援を行うとともに、太陽光、バイオマス、中小水力発電等について、情報の提供に努めます。
- ㊨水素エネルギーや燃料電池に関する情報の収集を行うとともに、水素社会の実現に向けた取り組みについて、情報の提供に努めます。



施策 5) バイオマス利活用の推進

- ㊩市民等と連携・協働し、自然環境の保全、里山整備の一環として、バイオマスの利活用について検討を行うとともに、環境教育の機会の場合として官学連携を継続します。
- ㊪タケ粉末とクズ茎葉で作製したタケコンポストについて、大学・事業者との共同研究を継続します。
- ㊫森林組合等と連携し、間伐材や剪定枝などのエネルギー利用について調査研究を進めます。
- ㊬バイオマスの利活用について、情報の提供に努めます。

施策 6) 公共交通の充実

- ㊭公共交通機関の整備や利便性の向上など、総合交通対策を図る交通需要マネジメントシステム（TDM）を関係機関と連携して推進し、公共交通ネットワークの整備を検討します。
- ㊮バスの利便性の向上、バス交通の円滑化、バスの走行環境の改善などのオムニバスタウンの推進やバス交通の活性化を図ります。

関係する計画：河内長野市都市計画マスタープラン
河内長野市立地適正化計画
河内長野市地域公共交通計画



②循環型社会をつくる

施策 1) 発生抑制の推進

- ㊯プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の **3R+Renewable※**を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進します。 ※リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3つのR+リニューアブル（再生可能） **重点**

- ① ごみのさらなる減量化のため、リデュース・リユースに重点を置いた新たなライフスタイルの啓発により、ごみの発生抑制を促します。
- ② 未利用食品や調理くず等の食品ロスの削減をはじめ、生ごみの水切りの徹底に関する情報の提供によりごみ減量につなげます。
- ③ 事業系ごみについては、多量排出事業者への排出抑制や減量に関する計画書の作成を指導の上、自らの責任において、ごみ発生抑制や資源化及び適正処理を行うよう求めます。

施策 2) 再使用の推進

- ① 家庭にある再使用（リユース）が可能な物を循環させる仕組みとして、「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」等のリユースイベントを開催し、市民の意識の向上に努めます。
- ② 環境イベントやホームページなどを通じ、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、プラスチックごみを削減するライフスタイルへの転換を促します。

施策 3) 資源化の推進

- ① 資源物の抜き取り行為の防止に向け、**事前回収や巡回**パトロールを継続するとともに**警察署と連携を図り、対策に努めます。**
- ② 資源集団回収の促進に向けた意識啓発に努めるとともに、分別意識のさらなる向上を図ります。



施策 4) 適正処理の推進

- ① 不法投棄防止看板の作成等によって、不法投棄されにくい環境づくりをさらに進めます。
- ② **高齢化や核家族化が進んだ地域社会の状況や市民ニーズ等と照らし合わせ、ふれあい収集対象者の認定基準等の緩和等を検討し、現行の制度よりさらにごみ出し困難世帯に寄り添った制度の研究を行います。**

施策 5) 水循環の確保

- ① **大阪府と連携の上、大雨による水害対策のための河川等におけるインフラ整備に取り組みます。**
- ② 大規模開発時には、雨水の浸透機能を有する調整池の設置などを促進します。

関係する計画：河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



河内長野市第 3 次環境基本計画

豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち かわちながの

河内長野市
令和 3 年 3 月



目次

第1章 環境基本計画の策定について ----- 1

1. 計画の策定の背景 ----- 1
2. 計画の位置づけ ----- 2
3. 計画の対象とする範囲 ----- 3
4. 計画の期間 ----- 3

第2章 環境の状況と課題 ----- 4

1. 地域概況 ----- 4
2. 環境の状況 ----- 7
3. 環境の課題 ----- 24

第3章 望ましい環境像と環境目標 ----- 26

1. 望ましい環境像 ----- 26
2. 環境目標 ----- 28

第4章 環境施策 ----- 30

1. 環境施策の一覧 ----- 30
2. 環境目標ごとの取り組み ----- 32
3. 環境指標（数値目標及び施策展開） ----- 48

第5章 計画の推進 ----- 50

1. 推進体制 ----- 50
2. 進行管理 ----- 51

巻末資料 ----- 52

1. 第2次計画重点プランの進捗 ----- 52
2. 環境指標の達成状況 ----- 58
3. 生徒アンケート調査結果 ----- 60

3. 計画の対象とする範囲

対象とする環境の範囲は、地球環境と地域環境（自然環境・生活環境・文化環境）に分類し、さらに市民生活に関わる環境要素を幅広く捉え、これらの要素が相互に関連していることに配慮するとともに、これらの施策を動かす基盤となる人・しくみづくりを計画の範囲に入れることとします。

第3次計画における対象とする環境の範囲と環境要素

環境の範囲		環境要素	
計画の範囲	地球環境	地球温暖化、廃棄物、資源・エネルギーなど	
	地域環境	自然環境	森林、農地、動植物、自然とのふれあいなど
		生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、化学物質など
		文化環境	公園・緑地、水辺、景観、歴史・文化など
人・しくみづくり		環境教育・環境学習、パートナーシップの形成など	

4. 計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
なお、計画期間中においても、今後の河内長野市を取り巻く環境をはじめとする社会状況の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。



第4章 環境施策

1. 環境施策の一覧

望ましい環境像：豊かな自然・文化を活かし みんなでめざす持続可能なまち かわちながの

環境目標	施策の方向	施策	SDGsの目標
1. 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり 【地球環境】	①低炭素社会をつくる 【地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）】	1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減 重点	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう 
		2) 市域における温室効果ガス排出量の削減 重点	11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任 
		3) 気候変動の影響に対する適応策の推進 重点	13 気候変動に具体的な対策を  14 海の豊かさを守ろう 
		4) 再生可能エネルギーの導入拡大	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
		5) バイオマス利活用の推進	
		6) 公共交通の充実	
	②循環型社会をつくる	1) 発生抑制の推進	
		2) 再使用の推進	
		3) 資源化の推進	
		4) 適正処理の推進	
5) 水循環の確保			
2. 豊かな自然を生かし、生き物と共生できるまちづくり 【自然環境】	①生物多様性を守る	1) 希少野生動植物の保護 重点	11 住み続けられるまちづくりを  14 海の豊かさを守ろう 
		2) 外来生物対策の推進 重点	
		3) 有害鳥獣対策の推進	
	②豊かな自然を守り育てる	1) 森林・里山の保全・整備	15 陸の豊かさも守ろう 
		2) 農地の保全・整備	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
		3) 河川の保全・整備	
	③自然とのふれあいをつくる	1) 自然とのふれあいをつくる場・機会づくり	

環境目標	施策の方向	施策	SDGsの目標
3.さわやかで健康な生活が営める安全、かつ安心なまちづくり【生活環境】	①さわやかな大気を守る	1) 大気環境の保全	 
		2) 悪臭対策の推進	
	②静かなまちをつくる	1) 騒音・振動対策の推進	 
	③きれいな水を守る	1) 水環境の保全	
	④地下水や土を大切に にする	1) 土壌汚染対策の推進 2) 土砂埋立ての適正化	
⑤有害な化学物質による汚染を防止する	1) 化学物質の適正な管理		
4.歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり【文化環境】	①美しいゆとりある空間をつくる	1) 環境美化の推進 重点	 
		2) 良好な景観形成の推進	
		3) 空家対策の推進	
	②潤いと安らぎのある快適空間をつくる	1) 公園・緑地の整備・管理	
		2) 水辺空間の整備・管理	
		3) 緑化の推進	
③歴史と文化が感じられる空間をつくる	1) 歴史文化遺産の保存・活用		
5.市民等と連携し、協働して豊かな共存環境を築くまちづくり【人・しくみづくり】	①環境を守る人を育てる	1) 環境教育・環境学習の充実 重点	 
		2) 環境に関する情報収集・提供 重点	
	②すべての人の参加と協働を目指す	1) 連携・協働による環境保全活動の推進 重点	
		2) 環境保全活動の参加機会の創出	

2. 環境目標ごとの取り組み

(1) 資源やエネルギーの自立性を高めた循環型のまちづくり【地球環境】

① 低炭素社会をつくる【地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）】

施策 1) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減

- ㊦本市が事務事業で排出する温室効果ガスの量を把握し、「COOL CHOICE」等の取り組みによって削減に努めるとともに、環境報告書などにより削減状況をわかりやすく周知します。 **重点**
- ㊧削減目標の達成に向けて、環境報告書マニュアルに基づき温室効果ガス排出量の算定、点検・評価を実施し、全庁的な取り組みを徹底します。 **重点**
- ㊨公共施設の照明や空調設備の更新時には、省エネルギー型の機器を導入するとともに、施設の改修時におけるESCO事業の導入等の各種事業手法を検討します。同時に、すべての公共施設で、節電意識の向上などによるエネルギー消費の抑制を徹底します。
- ㊩電気自動車などをはじめとした環境性の高い公用車の利用を推進します。

施策 2) 市域における温室効果ガス排出量の削減

- ㊦市域の事業活動で排出される温室効果ガスの量を把握し、「COOL CHOICE」等の取り組みを推進することにより削減に努めるとともに、市民等と協働・連携し、イベントの開催や情報の発信に取り組みます。 **重点**
- ㊧市域の温室効果ガス排出量の削減のため、各主体が連携・協働し、取り組みの徹底、温室効果ガス排出量の点検・評価等が可能となる推進体制の構築を目指します。 **重点**
- ㊨温室効果ガス排出量の新たな削減手法や他自治体の動向の情報を収集し、導入効果が期待される取り組みを検討します。
- ㊩省エネルギー機器の技術革新等についての情報を収集するとともに、導入に向けた補助制度等をはじめとした各種事業に関する情報の発信に努めます。
- ㊦市民団体や事業者が実施する地球温暖化対策関連の学習・教育の取り組みについて、情報の発信に努めます。
- ㊦都市機能の配置や土地利用等に関する計画の策定に当たっては、エネルギー利用の効率化やコンパクトシティに資するまちづくりを検討します。

地球温暖化対策のための「COOL CHOICE（＝賢い選択）」

平成 27 年、すべての国が参加する形で、令和 2 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2 度未満にする（さらに、1.5 度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。日本は、令和 12 年に向けて、温室効果ガス排出量を 26%削減することを掲げています。



未来のために、いま選ぼう。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

なお、環境省では、「地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業」として、各地域における持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取り組みを支援しています。

施策 3) 気候変動の影響に対する適応策の推進

- ㊦市民や事業者に対し、気候変動による影響の危機意識を醸成するため「COOL CHOICE」等の啓発活動に取り組みます。 **重点**
- ㊧市道における透水性舗装の整備など、グリーンインフラの観点から、まち全体の排水機能の向上に取り組みます。
- ㊨熱中症の発症を未然に防ぐための方法を広く周知するとともに、室内における熱中症の危険性に関する注意喚起などの啓発に取り組みます。
- ㊩公共施設等を活用した外出の際に休憩が可能な場所の確保に努め、市民に周知することで、熱中症の発症防止に取り組みます。
- ㊪市内における木陰の創出をはじめ、バス停やタクシー乗り場への屋根の設置や微細ミストの設置、市民や事業者と連携した打ち水を実施します。

「持続可能な世界」を実現するために

貧困、紛争、テロ、気候変動、資源の枯渇など、このままでは人類が安定して世界で暮らし続けることができなくなってしまうとされています。

「SDGs」は、「持続可能な世界」を実現するための道標であり、いわばナビのようなものです。

地球環境を守ろう！今地球上で起こっている気候変動や環境問題。どのような課題と結びついているでしょう？

出典：Unicef-SDGs 副教材ポータルサイト
私たちがつくる持続可能な世界
～SDGs をナビにして～



緩和と適応のイメージ

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム



施策 4) 再生可能エネルギーの導入拡大

- ㊦ 今後、新設や改修を予定する公共施設については、再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ㊧ 公共施設における環境性の高い電気の調達に取り組み、市内における波及に努めます。
- ㊨ 公共施設における平時の省エネルギー対策と同時に、災害発生時のエネルギーの供給体制の観点から、再生可能エネルギーやガスを利用した発電設備の積極的な導入を検討します。
- ㊩ 再生可能エネルギーに関するさまざまな取り組み事例等の情報の収集並びに本市での導入に向けた検討や普及啓発に努めます。
- ㊪ 太陽光発電設備の設置に係る補助事業や優遇税制等の導入支援を行うとともに、太陽光、バイオマス、中小水力発電等について、情報の提供に努めます。
- ㊫ 水素エネルギーや燃料電池に関する情報の収集を行うとともに、水素社会の実現に向けた取り組みについて、情報の提供に努めます。



施策 5) バイオマス利活用の推進

- ㊬ 市民等と連携・協働し、自然環境の保全、里山整備の一環として、バイオマスの利活用について検討を行うとともに、環境教育の機会のある場として官学連携を継続します。
- ㊭ タケ粉末とクズ茎葉で作製したタケコンポストについて、大学・事業者との共同研究を継続します。
- ㊮ 森林組合等と連携し、間伐材や剪定枝などのエネルギー利用について調査研究を進めます。
- ㊯ バイオマスの利活用について、情報の提供に努めます。

施策 6) 公共交通の充実

- ㊰ 公共交通機関の整備や利便性の向上など、総合交通対策を図る交通需要マネジメントシステム（TDM）を関係機関と連携して推進し、公共交通ネットワークの整備を検討します。
- ㊱ バスの利便性の向上、バス交通の円滑化、バスの走行環境の改善などのオムニバスタウンの推進やバス交通の活性化を図ります。



関係する計画：河内長野市都市計画マスタープラン
河内長野市立地適正化計画
河内長野市地域公共交通計画

②循環型社会をつくる

施策 1) 発生抑制の推進

- ㊦ごみのさらなる減量化のため、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いた新たなライフスタイルの啓発により、ごみの発生抑制を促します。
- ㊧未利用食品や調理くず等の食品ロスの削減をはじめ、生ごみの水切りの徹底に関する情報の提供によりごみ減量につなげます。
- ㊨事業系ごみについては、多量排出事業者への排出抑制や減量に関する計画書の作成を指導の上、自らの責任において、ごみ発生抑制や資源化及び適正処理を行うよう求めます。

施策 2) 再使用の推進

- ㊦家庭にある再使用（リユース）が可能な物を循環させる仕組みとして、「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」等のリユースイベントを開催し、市民の意識の向上に努めます。
- ㊧環境イベントやホームページなどを通じ、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、プラスチックごみを削減するライフスタイルへの転換を促します。

施策 3) 資源化の推進

- ㊦資源物の抜き取り行為の防止に向け、パトロールを継続します。
- ㊧資源集団回収の促進に向けた意識啓発に努めるとともに、分別意識のさらなる向上を図ります。



施策 4) 適正処理の推進

- ㊦不法投棄防止看板の作成等によって、不法投棄されにくい環境づくりをさらに進めます。
- ㊧ふれあい収集の体制及び対象等の検討など、高齢化社会の到来に向けた収集運搬体制の研究を行います。

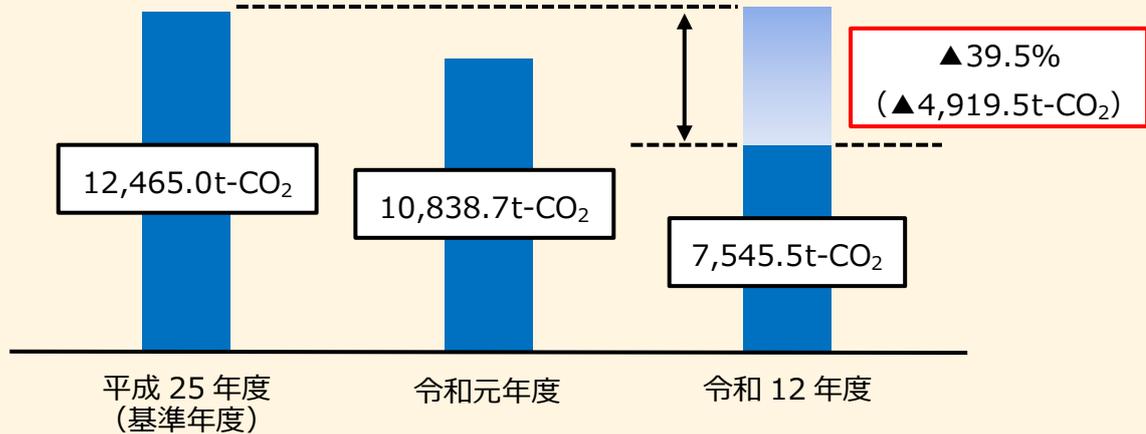
施策 5) 水循環の確保

- ㊦大阪府と連携の上、大雨による水害対策のための河川や下水道等におけるインフラ整備の実施とともに、公共施設をはじめ、市街地での雨水貯留浸透施設等の設置や緑化による地下水のかん養機能の保全・再生に取り組みます。
- ㊧大規模開発時には、雨水の浸透機能を有する調整池の設置などを促進します。

関係する計画：河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

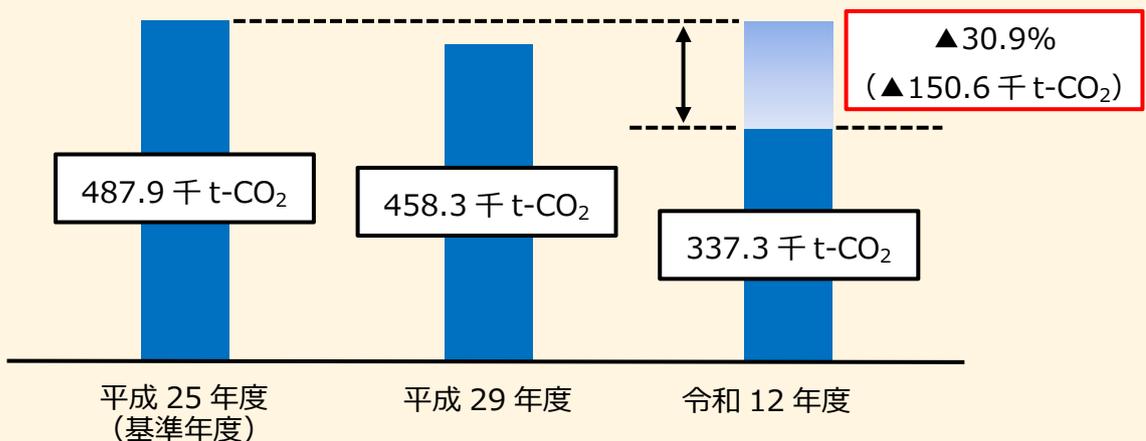
【河内長野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標※】

- 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間
- 対象ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の計4ガス
- 削減目標：令和12年度時点で、平成25年度（基準年度）と比較して39.5%（4,919.5t-CO₂）削減《参考：令和元年度と比較して30.4%（3,293.2t-CO₂）削減》



【河内長野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標※】

- 計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間
- 対象ガス：二酸化炭素（CO₂）
- 対象範囲：産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、民生部門（家庭、業務）、運輸部門（旅客・貨物自動車、鉄道）及び廃棄物分野
- 削減目標：① 令和12年度時点で、平成25年度（基準年度）と比較して30.9%（150.6千t-CO₂）削減《参考：平成29年度と比較して26.4%（121.0千t-CO₂）削減》
② 令和32年頃を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする。



※温室効果ガス削減目標については、平成 28 年 5 月、パリ協定を踏まえて発表された地球温暖化対策計画における日本の中期目標、すなわち令和 12 年度において、平成 25 年度比 26.0%減（平成 17 年度比 25.4%減）の水準に基づいています。そのうち、エネルギー起源 CO₂については、産業部門 6.5%減、業務その他部門 39.8%減、家庭部門 39.3%減、運輸部門 27.6%減などとなっています。これらを本計画の事務事業編、区域施策編において算出している各部門の排出量にあてはめると事務事業編の目標は 39.5%減、区域施策編の目標は 30.9%減となります。